



議案第十四号

三朝町町管住宅設備及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町町管住宅設備及び管理に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議
決を求めらる。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「三万円」を「三万六千円」に改め、同条第六号中「三万円をこえる」を「三万六千円をこえる」に改める。

第六条第二号イ中「三万円」を「三万六千円」に、「こえ五万八千円」を「超え六万五千円」に改め、同条同号ロ中「三万円」を「三万六千円」に、「五万八千円」を「六万五千円」に改める。

第二十条第三項中「五万八千円」を「六万五千円」に、「三万円」を「三万六千円」に改める。

第二十三条第二項の表中

五万八千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合

三万円をこえ五万八千円以下の場合
五万八千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合

六万五千円をこえ九万一千円以下の場合
九万一千円をこえる場合

三万六千円をこえ六万五千円以下の場合
六万五千円をこえ九万一千円以下の場合
九万一千円をこえる場合

を

に改める。

附則第五項中「五万八千円」を「六万五千円」に、「七万七千円」を「九万一千円」に、「三万円」を「三万六千円」に、「四万三千元」を「五万六千円」に改め、同項の表中

五万八千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合
三万円をこえ五万八千円以下の場合
五万八千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合

六万五千円を超える九万一千円以下の場合
九万一千円を超える場合

三万六千円を超える六万五千円以下の場合
六万五千円を超える九万一千円以下の場合
九万一千円を超える場合

七万七千円をこえる場合
四万三千円をこえ七万七千円以下の場合
七万七千円をこえる場合

九万一千円を超える場合
五万六千円を超える九万一千円以下の場合
九万一千円を超える場合

に

を

に改める。

別表中「別表」を「別表（第三条関係）」に改め、同表中昭和二十九年の項を削る。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。